

診療報酬明細書点検専門員設置要綱

(総則)

第1条 診療報酬明細書の内容が診療報酬基準に基づき適正に記載されていることを点検することにより医療費全体の軽減を図り、国民健康保険事業の健全な運営に資するため、本市に診療報酬明細書点検専門員（以下「専門員」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 専門員は、国民健康保険制度及び健康保険制度について、深い理解と関心を持ち、第5条に規定する職務に適すると認められる心身共に健康な者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 専門員の任期は、4月1日から当該年度末までの1年とし、補欠専門員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(身分)

第4条 専門員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(職務)

第5条 専門員は、次の各号に掲げる職務に従事するものとする。

- (1) 診療報酬明細書の内容を点検すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(勤務日数等)

第6条 専門員の勤務日数は、週4日（年末及び年始は除く。）とし、1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分（午後零時から午後1時までの間は除く。）までとする。

(用具の貸与)

第7条 市長は、専門員に対し、職務を遂行するために必要な用具を貸与するものとする。

2 前項の規定により貸与する用具の種類、貸与期間等は、市長が別に定める。

(損害賠償)

第8条 専門員は、故意又は過失により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他の事項)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。